

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成 26 年 11 月 18 日（火）14:20～14:46

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

<関係省庁>

泉水 克規 総務省自治行政局行政課監査制度専門官

青木 偉彦 総務省自治行政局行政課行政第三係長

<提案者>

合野 弘一 福岡市経済観光文化局理事

袴着 賢治 福岡市総務企画局企画調整部長

藤本 広一 福岡市経済観光文化局新産業・立地推進部創業・大学連携課長

的野 直勝 福岡市総務企画局東京事務所調整係長

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 創業期企業の支援のための随意契約要件緩和（福岡市）

3 閉会

○藤原次長 それでは、少し時間が早いのでございますけれども、戦略特区のヒアリングということでございます。

これは9月に、資料にもございますけれども、福岡の区域会議、2回目が行われた際に1回整理をさせていただきましたが、創業企業の支援のための随意契約の要件の緩和ということで、区域会議としては年内をもって結論をきちんと出していくということでしたので、今日は関係省庁と御議論をさせていただくということでございます。

福岡市の要望は書いていただいておりますので、総務省からお話をいただいた上で意見交換をお願いできればと思います。

それでは、八田座長、お願いします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございました。

それでは、早速総務省から御説明をお願いしたいと思います。

○泉水専門官 総務省行政課の泉水と申します。よろしくお願ひいたします。

当課課長が別の公務がございまして出席できませんで、大変恐縮でございます。担当補佐の私から説明させていただきたいと思ひます。

福岡市の提案でありすけれども、創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和ということでもあります。御要望にありますように、今、新規性のある物品について随意契約が認められております。

簡単に制度のおさらいと言ひますか、確認をいただきたいと思ひます。参照条文等の資料をお配りしておりますので、御覧いただければと思ひます。

地方自治法という法律に基づきまして、自治体の調達仕組みというものが決まっております。これは基本的には構造としては国の会計法規と同じ仕組みとなっております。契約の締結につきましては、地方自治法第234条1項で売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結するという四つの方法が示されております。

このうち一般競争入札というのは一般に適用できるわけですが、2項に定めがありますように、随意契約につきましては政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとなっております。

この規定に基づきまして、政令では地方自治法施行令167条の2におきまして、随意契約ができる場合というものが限定列挙されております。その中で第4号というものが新規性のある物品についての随意契約の要件となっております。新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして、総務省令で定めたところにより、自治体の長の認定を受けた者が、新商品として生産する物品を自治体の規則で定める手続により買い入れる契約をするとき。こういったことが出ております。

その長を認定するためのルールとしまして、総務省例で規定されておまして、地方自治法施行規則第12条の3において、自治体の長は新商品の生産により、新たな事業分野の開拓を図るものを認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する者に新たな事業分野の開拓の実施に関する計画、実施計画を提出させ、その実施計画が一定の要件に適合するということを確認しましょうという形になっております。

1ページの一番下、1号ではいわゆる新規性があるということ。2ページまいりまして、2号ではその商品が技術の高度化、経営の能率の向上、住民生活の利便の増進に寄与するものである。そして、3号では新たな事業分野の開拓を確実に実施するため、適切なものであるということになっております。そして、その提出すべき事業計画の内容としましては、新商品の生産の目標、内容、生産の実施時期、そして、それに必要な資金の額、調達方法、これらについて記載したものを提出するという形になっております。

1 ページお戻りいただきまして、地方自治法施行令 167 条の 2、1 項第 4 号で書いてあります、自治体の長が認定したものを買い入れる手続というのは、自治体の規則で定めることになっています。これにつきましておめくりいただいて 2 ページの下半分のところで、運用に当たっての通知を出しておりまして、下線が引いてあるところですが、(2)の①、②、③に記載のような一定の事項を公表するという手続を経てやりましょうということを、技術的助言としてさせていただいているところでございます。

こうした規定に基づきまして、現に福岡市におかれましても、物品につきましてはこの規定を活用して随意契約をされております。物品の認定もしておりますし、実際に先ほど自治体の長の規則で定めるところにつきましても、福岡市契約規則の中に規定を設けて、それで実施をして、今、福岡市トライアル発注認定事業実施要項というものを作っている中で製品の認定をして、随意契約の対象としているといったところでございます。

今回の提案は、この物品だけではなくて、ここにサービス、役務についても入れてほしいということでもあります。これにつきましては私どもこれまで御回答しているところでもありますけれども、基本的には自治体の調達方法の多様化ということでもありますので、実施できる方向で検討したいなどは考えております。一方、制度化にするに当たっては先ほど冒頭申し上げました、契約の一般的な原則性と整合をとらなければいけないということがございます。こういった点かと言いますと、契約につきましては基本期には契約に当たって公正性ですとか競争性ですとか公平性、そういったものについてきちんと確保する必要があるだろうという形になっています。

物品について、新規性のあるベンチャーの物品について、そういった契約の原則と整合的かどうかということについて法制化する際には検討がなされています。

物品のときどういう検討をしたかということと言いますと、一つは総務省令で定める手続によって、町が認定をするという手続を経ていることがありまして、そういった手続を経ることで例えば透明性ですとか公正性というのは確保されるだろう。それから、実際に新規性のある物品という形になっていまして、他の同類の生産物よりもすぐれた機能性があるという観点からすれば、新しいもので新規性があるということですので、それを買うことで自治体のほうにも利益があるだろうということで、経済性とか競争性の原則の大きな支障にならないだろうということが判断されています。

さらに実際に契約をする手続につきましては、町が定める地方団体の規則でルールを定めるという形になっていますので、そういったルールをきちんとすることで、公表の手続なんかを設けることで機会均等とか公正性とか透明性を確保する。こういった提案でクリアできるだろうということでもございました。

これが物品ではなくて、サービスといった場合に何か変化があるかということ言えば、基本的な考え方として同じような手続というものを用意することで、できる余地があるのかなと考えているところです。ただ、違いますのが生産品であるということとサービスであるということ、その性質の違いがあるのかどうかというのを検証しないと制度化が

できないだろうと思っているところでもあります。

具体的には、生産物につきましては先ほど資料のほうで御説明しましたように、例えば実施計画の中で新しい新商品の生産の目標ですとか、設備投資をして新しいものを作っていくということがございます。

サービスといった場合に、もちろん新規性のあるサービスというものがあるかと思うのですけれども、要するに物品ですと同じ製品でもある特定の会社で作った製品というのはいどこどこ社製のある一つのものということで、物が特定できるわけですけれども、サービスという場合に新規性があるという場合に、その事業者でないとできないというような新規性の要素がきちんと確認ができるのかどうか。つまり、例えば省令で書いてあるような実施計画に当たるような内容の確認という手続ができるのかどうか。その点についてよく検証をする必要があるだろうと思っています。

この点につきまして、福岡市からの提案の中ではいくつか事例を挙げていただいております。例えば映像作成についてまで手間の要らないデジタルサイネージ、電子看板でしょうか、それをレンタルするサービス。あるいは介護事業所検索サービスをタブレット端末で提供するサービス。QRコードを表示することで商品の購入まで誘導できるようなサービスという形になっています。

これらについて単純に役務であって、スタート時には新規性があるのですけれども、一度こういうサービスが世の中に出てしまうと、他企業がすぐにも参入できる、参入障壁が低いようなものとあまり新規性がないという形になってしまいますので、その点をどんなふうに対象物を特定することを考えていったらいいのか。具体的にはおそらく政令レベルでは物品と並びで並列に例えば、役務の提供というものを規定すれば足りる部分かもしれないけれども、先ほど申し上げましたのは新規性があるとか、要するにベンチャーなので応援しなければいけない、すそ野が広がっていく要素があるけれども、ベンチャーなので初期投資が要るから、そのところについて公の調達を入れることで広げていく必要があるということが、新しい新商品と同じレベルなのかどうかというお考えをお聞きしないと、詳細な制度設計はできないかなと思っています。

これまでも問い合わせ等を直接させていただいていいかどうかということについてお伺いしましたら、事務局を通じてやってほしいということでありましたし、タイミング的にこのヒアリングのタイミングになりましたので、どういったお考えかもお聞かせいただければと思います。

実は他の団体で言いますと、同じように新規性のあるサービスというものを認定制度みたいなものを設けているものに、例えば東京都ですとか福井県がやっておられます。そういうところと直接聞いて、話を詰めていってもいいのですけれども、御提案されているところと話をせずに詰めていくわけにもいかないものですから、まずはサービスをどう特定して、要するに先行者利益といいたいでしょうか、ベンチャー企業がこのサービスはその企業だからできるんだということが認定できる。どういう対象を認定すればいいのかというこ

とについて御示唆いただければと考えております。

例えば先ほど御提案があった中で言うと、電子看板のようなものですとイメージがつかないのですけれども、例えば固定された電子看板であれば、一番PR度が高いところにある看板を所有している業者と、これはどちらかという相手先は決まってしまうので、効果的に例えば駅前でPRをするということであれば、映像作成まで含めて看板業者に、これはおそらく随意契約、先ほど御紹介した第4号とかではなくて、もう一つ、資料の1ページの地方自治法施行令第2号というものがありますけれども、不動産の買入または借入、そして地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工、または納入に使用させるため必要な物品の売払い、その後になりますけれども、その他の契約でその性質または目的や競争に適しないものをするときという条項がありますので、例えば賃貸物件を借りるという場合に相手方が特定されていますので、安いところと契約すればいい。競争入札ができないことは当たり前ですから、今、言ったようにデジタルサイネージであっても、駅前PR効果が高い場所で、なおかつ、手間要らずにやるという業者がもしあれば、そこはおそらくこちらの2号随契の要件に当たるという形になりますので、そうではなくてベンチャー企業であって、こういうものを認定することで相手方が特定でき、なおかつそれは他者がまだ世の中に対してサービスを提供しないものなんだということをごんないで確認すればいいのかどうかということについて、今後議論を詰めていきたいなと考えているところでございます。

冒頭の検討状況と言いますか、状況につきましては以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

基本的にはポジティブな方向のご説明をいただきました。実際には特にこの新規性の特定あるいは確認の手続をどうするかということは、客観的な基準を作ってからの方がいいという御主張だったと思います。今の御説明に対して福岡市で御意見はございますでしょうか。

○藤本課長 私どものほうではトライアル発注認定事業ということで、今年度からサービスについて始めているということで、御紹介いただいたようないくつかのサービスというものを認定している。ただ、先ほどおっしゃられましたような実際のその事業者しかできない特定のところというのが、例えばケアマネージャーにタブレット端末で御提供するというような、明らかにそのソフトウェアのところとかで独自の技術があって、明らかにこれはここしか本当にできないよねというものが分かりやすいというものから、先ほどおっしゃったようなサイネージのレンタルというところまで、少しそこが本当にここしかできないのかというのは、ぱっと見分かりにくいというところがございます。そのあたりについては一つ一つの違いも少しあるものですから、どのような形で制度化していったらいいのかというのを今後詳しく、細かいお話になりますので、御協議させていただければと考えているところでございます。

○泉水専門官 私ども部内で議論する中で思っていたのは、やはりこのベンチャーで

創業するに当たって初期投資をして回収しないと、基本的にサービスが広がっていかないという問題がありますので、そこが回収できないと事業ができないという性格のものでないと、例えばタブレット端末を用意してソフトウェアを構築して、それとセットでサービスを提供する。これはおそらく先に初期投資をしてこういうサービスができますよ、あるいは同時並行でこういうサービスができますよという提案をして実現していくこととなりますけれども、そうでないものであれば、例えば事業者を特定するのであれば、今も2号随契できますし、あるいは単に技術力、新しい提案をもらいたいということであれば、総合評価方式を活用するという形もありますので、そこでの違いというものを何らか整理できないと、新しい随意契約、要するに競争入札による競争性というものを放棄してでも自治体にとって有利なんだ、住民にとって意味があるんだということの説明ができないなと思っておりますので、是非おそらく色々既に研究されているのであれば、どういうところがポイントになるかというところを御示唆いただけると、我々も作業をしやすいかと思っております。

○八田座長 分かりました。

あと福岡市から御意見、御質問ありますか。

○藤原次長 すみません、商品の中でもそういった初期投資の軽重というのは色々と種類によって違うと思うのですが、そのあたりは新商品の中での切り分けの議論というのはあるのですか。例えばものすごく軽い初期投資の新商品だってあると思います。

○泉水専門官 その判断は制度上は出てきませんので、そこは自治体の長の認定に任せているという形になっています。ですから軽重の幅はおそらくあると思います。

○藤原次長 そうすると、逆に商品とサービスのところで切り分けているというのは若干不自然だと思っていて、サービスでもまさに軽重があるのですね。新事業創出促進法、昔、通商産業省で新規事業法というものがあつたのですが、新商品、新サービスも並列してそこは新規性を認定して、認定した人というのは各種支援策、ストックオプションなどの恩典をもらえるという法律があつて、結構成功して、楽天とかヤフージャパンなんかはみんなそれでストックオプションをもらったりしていました。そういう例もある中で商品だけというのは何となくすごく不自然なような気がするのですが、そういった議論はこれまでなかったのですか。

○泉水専門官 元々新商品を入れた際は、実はこれは構造改革特区の提案の中で従来の随意契約の要件ではきちんと読み切れないものがあるということで御提案いただいて、制度改正をしておりましたので、アプリオリにサービスがダメだということを判断してできているものではありません。したがって、今回もおそらく新規性というものがあるものもあるだろうというような蓋然性が分かりますので、何らかそれをルール化するのにどうしたらいいかということを考えているということでもあります。もちろん軽重あると思いますけれども、参入障壁は少ないようなものだとすると、あまり新規性がないということになってしまいますので、そうすると何で自分たちのほうと契約してくれないんだという問題が

逆に生じてしまいますが、その峻別の考え方について、例えば他の制度で参考となるものがあれば、それを引用することも一つの方策だと思います。

○藤原次長 そういった経済産業省の関係の法律を引用していくこともあると思いますけれども、あまり存じ上げなかったのですけれども、そうすると特区提案を受けて、いきなり地方自治法を改正していただいたのですね。何年ですか。

○泉水専門官 制度改正は平成16年の改正です。

○八田座長 それは構造改革特区の中で変えていただいたのですか。それを受けて全国区に適用されたわけですね。

○泉水専門官 全体に適用しています。というのは、提案は特区提案という形で出てきましたけれども、自治体が有利に契約できるという観点でしますと、特段一部地域に限るべきではないということで、全国展開でさせていただいております。

○八田座長 今に関連してですけれども、物品の場合にも新規性があるというのは期間としてはかなり限られてくるだろうと思うので、その一定期間過ぎたらそういうことでできなくなると考えてよろしいですか。

○泉水専門官 一定期間、どこまで追従する企業が出てくるかどうかということですが、物品の場合にはおそらく初期投資が要りますので、それを回収するというのは先行者利益があるからこそ、新しいものに手を出すのだろうと思いますので、期間をとということで区切ってはいませんが、考え方とするとどれぐらいの投資回収期間を考えているかということになりますが、製品の場合にはそういった一定の投資をしたものを回収する期間を念頭に置いて、開発されているものだろうとは思っています。

○八田座長 人間の場合にも一つは訓練ということがあります。特に、他の仕事を得ることができるのに、それを犠牲にして訓練を受けるという意味ではかなりの初期投資が必要なので、少なくともある程度それが回収できる期間でないとやらないということはあると思います。だから物品と人的なところでそんなに区別しなくてもよくて、共通の基準で進めることができるのではないかと思います。

○泉水専門官 例えば先ほどのデジタルサイネージのことで言うと、単に機器を買って映像作成の技術者を集めればできるということになると、当初はこういうサービスがあるなというのはあるのですけれども、それであればあまり他の参入者からすると参入障壁は低い形になりますので、あまりその新規性といっても一瞬だけで終わるような新規性だろうと思います。

一方で介護サービスなんかの場合には、背後にあるシステムの構築も含めてやりますから、これは単純には参入ができなくて、機器をそろえて必要なシステム整備をして、なおかつ、それが使いやすいから採用されるということがあると思いますので、おっしゃるようにどこまでの効果と言いますか、年限がかかるかというのはあると思いますけれども、若干それは差違があるのかなと思いますので、そこに線を引く必要があるのか、逆にないのかということ判断しないと、法律的には書けないだろうと思っています。

○藤原次長 物品だから、メーカーだから優遇されるという話ではないと思うのです。今、先生おっしゃったように、まさに一定の高度なビジネスモデルを作るために、高度な技術者、世界中から研究者を集めるという話だって十分あるわけなので、これは物によって、サービスによってという話ではないと思うのです。ですからいい事例をむしろ色々と福岡市からも挙げていただいて、サービスのときにこういう成功例もあるので、是非商品のみならず、サービスも対象にすべきと提案いただき、是非議論を深めていきたいと思っております。

○八田座長 そうですね。原則としては入札を奨励したいと我々は思っています。しかし、例外を作るとしたら、長い目で見て、むしろコストセービングになるという理由付けが必要です。しかし随意契約にできる判断基準を全部細かく事前に決めておくと大変なので、そこを割とある自治体なら自治体で判断できるようにしておくというのも一つの手かもしれないと思います。それにしても具体的な例をいくつかお示しいただいて、そういう柔軟な制度運用のほうが便利だということを御主張なさったらどうかと思います。

○袴着部長 ありがとうございます。前向きに検討いただけるということで、大変我々もありがたく思います。

我々としてもできる限りのそういった提案と言いますか、協力できるところをやりたいなと思っています。この提案につきましては福岡市からの提案ということですがけれども、先ほどお話のあった東京都とか福井県からも御提案があるということで、本当にできるのであれば最初から全国ということもあっていいのかなと思っています。

一方でスピード感というのも非常に重要だと思っておりますので、第2回の福岡市の区域会議では、措置につき年内に結論というふうにお答えいただいているところですが、できましたら来年4月からも実施できるような形で進めていただければ大変助かります。よろしく願いいたします。

○藤原次長 具体的には政令改正になるわけですね。

○泉水専門官 そうです。政令事項ですので、政令改正のタイミングの問題だと思います。

○八田座長 これもできると色々なところが助かると思いますので、是非御検討いただきたいと思います。そして、それはうちの事務局も挟んで、大体どういう議論が進行しているかというのを、こちらも確認しながら行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○藤原次長 双方に宿題を持ったという形ですね。よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。